

作成日：2014年11月21日

## ブラジル連邦共和国

特許庁の所在地

Ministry of Industry, Commerce and Tourism, National Institute of  
Industrial Property  
Brazilian Patent and Trademark Office (BPTO)

Praca Maua 7, 18 andar-Centro, 20081-240  
Rio de Janeiro-R. J.

Tel : 55-21-223-4182

Fax : 55-21-263-2539

Web-site: <http://www.inpi.gov.br>

## 目 次

### < 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無（存在する場合は連絡先も含む）
5. 出願言語
6. その他関係団体（連絡先）
7. 特許情報へのアクセス

### < 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
11. 留意事項

### < 実用新案制度 >

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
12. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

## **共通情報**

### **1. 加盟している産業財産権関連の条約**

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)
- (4) WIPO 設立条約 (WIPO 条約)
- (5) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)
- (6) 意匠の国際分類に関するロカルノ協定 (Locarno Agreement)
- (7) 汎アメリカ・ブエノスアイレス特許条約 (Pan-American Convention of Buenos Aires)

### **2. 特許審査ハイウェイ実施状況**

現在実施されておりません。

### **3. 現地代理人の必要性有無**

ブラジル国内に住所や居所を有していない外国出願人は、登録された弁理士を選任しなければなりません。

### **4. 現地の代理人団体の有無**

以下の2つの団体が存在します。

- (1) The Brazilian Intellectual Property Association (ABPI)

(Associacao Brasileira da Propriedade Intelectual)

R. da Alfandega, 108 Centro,

Rio de Janeiro RJ Cep: 20070-004

Tel: 21-2507-6407

E-mail: abpi@abpi.org.br

Website: www.abpi.org.br

- (2) The Brazilian Association for Industrial Property Agents (ABAPI)

Av. Rio Branco, 100, 7 andar Centro

Rio de Janeiro RJ Cep 20040-007

Tel: 21-2224-5378 Fax: 21-2224-5942

E-mail: abapi@abapi.org.br

Website: www.abapi.org.br

## 5. 出願言語

ポルトガル語

## 6. その他関係団体

JETRO SAO PAULO

Alameda Santos, 771 Primeiro Andar, Jardim Paulista,

CEP 01419-001, Sao Paulo-SP, Brasil

Tel : 55-11-3141-0788

Fax: 55-11-3253-3351

## 7. 特許情報へのアクセス

<http://pesquisa.inpi.gov.br/MarcaPatente/jsp/servimg/servimg.jsp?BasePesquisa=Patentes>

## 特許制度

### 1. 現行法令について

知的財産法 (Industrial Property Law) 1996 (1997年5月15日施行の1996年5月14日の法律No. 9279号改正法、2001年2月14日施行の法律No. 10.196号改正法を伴う)が適用されております。

### 2. 特許出願時の必要書類

#### (1) 願書 (Request)

出願人の名称及び住所、発明者の氏名及び住所、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

#### (2) 明細書・クレーム及び要約 (Specification, Claims & Abstract)

#### (3) 必要な図面 (Drawings)

#### (4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証は不要です。

出願日から60日以内に提出することができます。

#### (5) 譲渡証 (Assignment)

譲渡人が署名します。認証は不要です。

出願日から180日以内又は審査請求がされるまで提出することができます。

#### (6) 優先権証明書 (Priority Document)

出願日から180日以内に提出することができます。

基礎となる出願の願書部分 (Filing Certificate) のポルトガル語による翻訳文も同期間内に提出する必要があります。

#### (7) 優先権譲渡証 (Assignment of Priority Right)

優先権主張出願の出願人とブラジル出願の出願人が異なる場合に優先権譲渡証の提出が必要となります。

出願日から180日以内に提出することができます。

### 3. 料金表 (単位: レアル (BRL) です。)

オンライン出願の場合の料金です。

小規模の企業又は個人 (Small Entity) の場合には60%料金が減額されます。

(1) 出願料金	175
(2) 早期公開の請求料金	175
(3) 審査請求料	
① クレーム 10 項まで	440
② 11 項から 15 項まで (1 項当たり)	75

③16 項から 30 項まで (1 項当たり)	150
④31 項から (1 項当たり)	375
(4) 期間延長料金	90
(5) 特許証発行料金	175
(6) 審判請求料金	1,065
(7) 出願中の維持年金 (3 年度以降各年当たり)	220
(8) 特許年金 (各年当たり)	
①3, 4, 5 及び 6 年度	585
②7, 8, 9 及び 10 年度	915
③11, 12, 13, 14 及び 15 年度	1,235
④16, 17, 18, 19 及び 20 年度	1,505
(9) 回復料金	440

#### 4. 料金減免制度について

小規模の企業や個人が出願する場合には、料金が 60%減額されます。

#### 5. 実体審査の有無

実体審査を採用しております。

#### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度を採用しております。

#### 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度を採用しております。

#### 8. 出願から登録までの手続の流れ

出願書類が提出されますと、特許庁は方式的要件及び審査請求のあった出願について実体審査を行います。

##### (1) 方式審査

出願の基本的な要件は満たしているが、出願に不備があると判断された場合、特許庁は期間を指定して方式指令を発行します。

##### (2) 出願公開

最先の優先日から 18 ヶ月経過後に出願は公開されます。

早期公開の請求も認められております。

##### (3) 対応国の審査結果等の提出

① 審査請求がされた後、優先権が主張されている場合、他国において出願された対応出願の調査報告、審査結果や拒絶理由通知の写しを出願人に提出するよう要求することができます。

②上記通知日より60日以内に応答されなかった場合には、出願は取下げられたものとみなされます。

(4) 不特許事由

特許を得るためには、発明は新規であり、進歩性を有し、及び産業上利用できるものでなければなりません。

下記のもは発明とはみなされず、特許を得ることができません。

- ①発見、科学的理論及び数学的方法の場合、
- ②純粋な抽象的な概念である場合、
- ③商業、会計、金融、教育、出版、くじ又は財政的な性質を有する案、計画、原理又は方法の場合、
- ④文学、建築、芸術・科学上の作品及び審美的創作物の場合、
- ⑤コンピュータプログラム自体の場合、
- ⑥情報の提供や遊戯の規則の場合、
- ⑦人体又は動物体における手術又は外科的技術、治療や診断方法の場合、
- ⑧道徳、善良な習慣、公共の安全や秩序、健康に反する場合、  
等です。

(5) 新規性

従来技術を構成しないことが必要です。

- ①従来技術とは、出願日（又は優先日）前に、書面・口頭・使用等により世界のいずれかの場所において公衆に利用可能となった全てのものを意味し（絶対的新規性の採用です）。
- ②後願の出願後に、先の出願が公開された場合においてその明細書等に記載された発明も従来技術の部分を構成し、この発明と同一である後願の発明は特許を得ることができません（Whole contents approachの採用）。

<新規性喪失の例外>

以下の場合、新規性は喪失しません。

- ①出願日（又は優先日）前12ヶ月の期間内に、発明者によって行われた発明の公表、
- ②出願日（又は優先日）前12ヶ月の期間内に、発明者から直接的に又は間接的に得た情報、若しくは発明者の行為の結果に基づき、発明者の同意なく、第三者による発明の公表。

<手続き>

- ①上記12カ月の期間内の発明の公表が、発明者自身により行われた場合、出願と同時にその旨の申立てが必要となります。
- ②審査中に特許庁は出願人に60日以内に証明書の提出を要求することができます。



## (6) 実体審査

審査請求がなされない限り、実体審査は行われません。

出願人及び第三者も審査請求をすることができます。

① 審査請求の期間は出願日から 36 ヶ月以内で、この期間内に請求がなかった場合、出願は取下げられたものとみなされます。

但し、料金を納付することにより、60 日以内に出願回復を請求することができます。この期間内に請求できなかった場合最終的に出願は却下となります。

② 出願審査の請求がされると、出願の特許性、クレームの内容に鑑みた出願の適格性、又技術的要件等に関して、調査報告及び見解書が作成されます。

③ 上記見解書の内容が、出願の特許性やクレームの内容に鑑みた出願の適格性について、特許性無しとの見解の場合には、出願人に 90 日の期間が与えられ出願人は意見書の提出をすることができます。

当該意見書が受け入れられた場合には、改めて補正が要求されるか、又は出願は承認（特許査定）されます。

一方、意見書が受け入れられなかった場合又は意見書を提出しなかった場合には、出願は拒絶査定されます。

④ 上記見解書の内容が、技術的要件に関して補正を要求している場合には、見解書の発行日から 90 日の期間が与えられ、出願人は補正書を提出することができます。

提出した補正書により要件を満たすようになった場合には、出願は承認（特許査定）され、一方、要件を満たしていない又は異論があると判断された場合には、審査が継続されます。

なお、当該期間内に出願人が応答しなかった場合には、出願は拒絶査定されます。

⑤ 出願が承認された場合、特許付与料金を特許査定（Allowance）から 60 日以内に納付しなければなりません。

なお、この料金は更に 30 日以内に特別料金を納付することにより、納付することが認められています。

特許付与料金が納付された場合、特許が発行され、特許付与の決定が公表されます。その後、特許証が発行されます。

⑥ 出願が拒絶された場合、当該決定通知日から 60 日以内に特許庁長官に対して審判を請求することができます。

## (7) 第三者の情報提供

利害関係人は、出願公開から審査が完了するまでの期間中に審査を補助するために、情報を提出することができます。

(8) 優先審査/早期審査 (Accelerated Examination)

以下の何れかの要件に該当する場合、早期審査を請求することができます。

- ① 出願人が 60 才又はそれ以上である場合、
  - ② 出願に係る発明が発明者の承諾なく第三者によって実施されている場合、又は
  - ③ 特許を発明するために政府の財政的手段を得る必要がある場合。
- 更に、議決書 (Resolution) において、グリーン特許 (Green Patent) を規定し、グリーンエネルギー (Green Energy) に関する出願にも早期審査を規定しております。
- なお、PPH や PCT-PPH は実施されておられません。

(9) 補正等

改訂審査基準 (New Guidelines) によりますと、

- ① 出願審査請求の日まで、出願当初の明細書、特許請求の範囲及び図面に記載された範囲内で、自発的に特許請求の範囲の補正をすることができます。
- ② 誤訳や誤記を訂正するための自発補正は、明細書が十分に誤訳や誤記であることをサポートしている場合には、出願審査請求後においてもすることができます。
- ③ 出願審査請求後、特許請求の範囲を限定する場合に限り自発補正が認められるとのことです。

例えば、以下のような補正です。

- (a) 従属請求項の発明特定事項を独立請求項に挿入する場合

(Inserting the context of a dependent claim into an independent one)

- (b) パラメータの範囲を減縮する場合、又は

(Restricting parameter range)

- (c) 選択的事項として記載していた要素を削除する場合

(Withdrawing an element originally presented as an alternative)

一方、独立請求項に含まれていた要素 (elements) の削除は、当該削除が発明の範囲を拡大することになるので、認められません。

この補正の制限は、親出願の出願審査請求後にされた分割出願に対しても適用されます。

(10) 分割出願

審査が完了 (end of the examination) するまで、請求により又は出願が二以上の発明を包含すると判断されたときには、その局指令の応答の際に分割出願をすることができます。

(11) 異議申立て

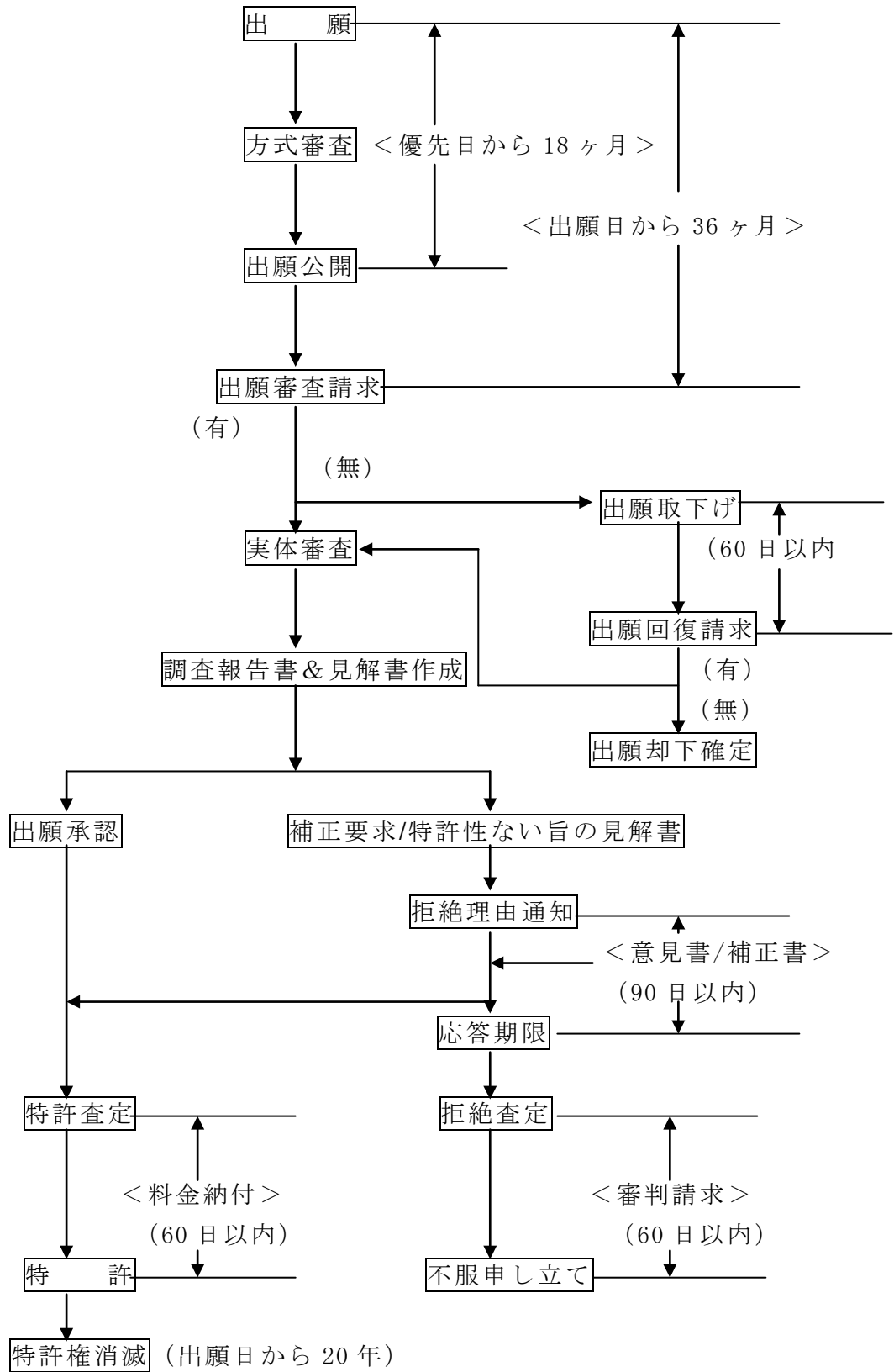
異議申立制度は規定されておられません。

(12) 無効審判制度

① 特許付与後 6 ヶ月以内に、利害関係人は特許庁に無効 (Administrative nullity) を請求することができます。

② なお、特許権の存続期間中はいつでも、特許の無効 (Nullity) を裁判所 (Federal Court) にすることができます。

出願から登録までのフローチャート



## 9. 特許権の存続期間及び起算日（権利の発生日）

- (1) 特許権存続期間は、出願日から 20 年です。  
但し、特許付与の日から 10 年未満でないことが必要です。  
特許の付与の日から発生します。
- (2) 出願維持年金は、出願から 3 年目に開始され、最初の維持年金は 2 回目の出願日に対応する日の後 3 ヶ月以内に納付しなければなりません。

## 10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）

- (1) 国内段階移行期限：  
原則として、優先日から 30 ヶ月以内に手続を行う必要があります。  
但し、出願人の不可抗力（Acts of God）により当該期限内に国際出願の翻訳文を提出できなかった場合には、その原因を証明することにより、  
① 不可抗力の原因となった理由がなくなった日から 2 ヶ月以内、又は  
② 移行期限の 30 ヶ月から 12 ヶ月以内（何れか早く満了する期間内）、  
に移行手続をとることができます。
- (2) 提出すべき書類： 次のポルトガル語による翻訳文の提出が必要です。  
① 国際出願時の明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言。  
なお、国内段階移行の際にクレーム及び要約はポルトガル語の翻訳文を提出し、明細書のポルトガル語による翻訳文を移行日から 30 日以内に提出することができます。  
② 19 条、34 条補正がされた場合、国際出願時の請求の範囲及び補正後の翻訳文  
③ 委任状  
国内移行日から 60 日以内に提出することができます。  
④ 譲渡証  
国内移行日から 60 日以内に提出することができます。
- (3) 審査請求期限  
国際出願日から 36 ヶ月以内に行う必要があります。

## 11. 留意事項

- (1) 出願の際  
① ブラジル出願は、ポルトガル語による出願書類を特許庁に提出する必要があります。  
従いまして、パリルートにより日本出願の優先権を主張してブラジル国へ出願することが決定しましたら、可能な限り早めに英文明細書等を現地代理人へ送付する必要があります。  
優先日間際になって英文明細書を送付すると、現地代理人も翻訳する

ための時間が十分確保することが困難となり、その結果明細書の質に影響し、また特別料金も請求される可能性があるからです。

②PCT 出願經由国内段階移行期限は、原則として優先日から 30 ヶ月です。但し、出願人の不可抗力 (Acts of God) により、当該期限内に翻訳文を提出できなかった場合には、

(a) その理由が無くなった日から起算して 2 ヶ月以内か、又は

(b) 移行期限である 30 ヶ月後 12 ヶ月以内の、

何れか早く満了する期間内に、移行手続きを採ることができます。

なお、この手続きの適用を受けるためには、原因となった書類を提出しなければなりませんので、留意して下さい。

③上記と関連しますが、国内段階移行の際にポルトガル語による明細書等の翻訳文を提出する必要があります。

但し、クレーム及び要約部分のポルトガル語の翻訳文の提出は必要ですが、明細書の部分のポルトガル語の翻訳文は、移行日から 30 日以内に提出することができます。

従いまして、国内段階の移行が翻訳文提出期限間際に決定された場合、明細書部分のポルトガル語の翻訳文提出には少々時間的余裕が持てますので、その点留意して下さい。

④米国出願を第一国の出願 (発明者が出願人の場合) として、その米国出願の優先権を主張してブラジル出願をする場合、ブラジル出願が法人の場合には、最初の出願の出願人で米国出願の発明者からブラジル出願の法人である出願人への優先権譲渡証の提出が必要となりますので、十分留意する必要があります。

## (2) 出願審査請求から登録まで

①出願審査請求期限が、出願日 (又は国際出願日) から 36 ヶ月以内です。

この期限内に請求をしなかった場合には、出願は取下げられたものと見なされてしまいます。

但し、上記期限内に出願審査請求をできなかった場合には、期限経過後 2 ヶ月以内に必要な料金を納付することにより、出願の回復をすることができますので、留意して下さい。

この 2 ヶ月の期限が経過した場合には、出願は却下が確定してしまいます。

②特許庁から拒絶理由通知等が発行された場合には、現地代理人によっては通知書の英語訳文だけ送付し、通知書の原本を送付してこない場合もあります。

従いまして、特許庁からの局通知の内容 (特に日付関係) を確認するためにも、必ず現地代理人に対して、特許庁からの通知書及びその英

訳文を送付するよう要請するようして下さい。

- ③クレームを補正した場合、現地代理人は出願人が送付した英語の補正内容をポルトガル語に翻訳して特許庁に提出します。

補正の内容は、特許権としての権利範囲及び権利行使等の場合に重要です。

従いまして、必ず特許庁に提出したポルトガル語による提出書に、その英訳文を送付してもらうようにすべきかと思われます。

- ④上記との関係で、特許になった場合には、必ず最終的なクレームの英訳文を作成し送付してもらうようにすべきでしょう。

ポルトガル語の理解は困難であり、どのような内容で権利範囲が決定されているのか、把握しておく必要性があるからです。

### (3) その他

中南米の国の代理人とコンタクトをとる際に、スムーズに行かない場合が時々あります。

従いまして、時差との関係も考慮し現地代理人に、例えば国際電話をするような場合には、時間的余裕をもって先方の担当者に対して事前に国際電話をする日時及び電話の内容を連絡しておくことを勧めます。

突然国際電話を入れても、上手く先方の担当者につながらない場合が想定されるからです。

## 実用新案制度

### 1. 現行法令について

知的財産法 (Industrial Property Law) 1996 (1997年5月15日施行の1996年5月14日の法律No. 9279号改正法、2001年2月14日施行の法律No. 10.196号改正法を伴い)が適用されております。

### 2. 実用新案出願時の必要書類

特許出願の場合と同様です。

#### (1) 願書 (Request)

出願人の名称及び住所、創作者の氏名及び住所、考案の名称、優先権を主張する場合は、国名、出願年月日及び出願番号等を記載します。

#### (2) 明細書及び請求の範囲 (Specification&Claims)

#### (3) 図面 (Drawings)

必須の提出書面です。

#### (4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証は不要です。

出願日から60日以内に提出することができます。

#### (5) 譲渡証 (Assignment)

譲渡人が署名します。認証は不要です。

出願日から180日以内又は審査請求がされるまで提出することができます。

#### (6) 優先権証明書 (Priority Document)

出願日から180日以内に提出することができます。

基礎となる出願の願書部分 (Filing Certificate) のポルトガル語による翻訳文も同期間内に提出する必要があります。

#### (7) 優先権譲渡証 (Assignment of Priority Right)

優先権主張出願の出願人とブラジル出願の出願人が異なる場合に優先権譲渡証の提出が必要となります。

出願日から180日以内に提出することができます。

### 3. 料金表 (単位: レアル (BRL) です。)

オンライン出願の場合の料金です。

小規模の企業又は個人の場合 (Small Entity) には、60%料金が減額されます。

(1) 出願料金	175
(2) 早期公開の請求料金	175



(3) 出願審査請求料金	285
(4) 登録証発行料金	175
(5) 審判請求料金	1,065
(6) 出願中の出願維持年金 (3年度から出願中同額です)	150
(7) 年金 (各年度当たり)	
① 3, 4, 5 及び 6 年度年金	305
② 7, 8, 9 及び 10 年度年金	605
③ 11, 12, 13, 14 及び 15 年度年金	905
(8) 回復料金	440

#### 4. 料金減免制度について

小規模の企業や個人の場合には、料金が 60%減額されます。

#### 5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

#### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されております。

#### 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度が採用されております。

#### 8. 出願から登録までの手続の流れ

(1) 実用的物品、又はその一部は、それが産業上の利用可能性を有し、その使用又は製造における機能的改良をもたらす、新規な形状又は構造を有し、かつ進歩性を有している場合には、実用新案として特許を受けると、規定されております。

(2) 上述しましたように、ブラジルの実用新案は発明特許の規定のほとんどを準用しております。

従いまして、出願から方式審査、出願公開制度、出願審査請求制度、審査手続きにおいて全て同様な手続きで行われます。

具体的には、発明特許の箇所を参照して下さい。

#### 出願から登録までのフローチャート

発明特許の場合と同様です。

**9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）**

(1) 出願日から 15 年です。

但し、特許付与の日から 7 年未満でないことが必要です。

特許付与の日から発生します。

(2) 出願維持年金は出願から 3 年目に最初の年金を納付しなければなりません。

**10. （無審査登録制度の場合）第三者対抗要件について**

審査主義を採用しておりますので、規定はありません。

**11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要**

発明特許の場合と同様です。

**12. 留意事項**

発明特許の場合と同様です。

## 意匠制度

### 1. 現行法令

知的財産法 (Industrial Property Law) 1996 (1997年5月15日施行の1996年5月14日の法律No. 9279号改正法、2001年2月14日施行の法律No. 10.196号改正法を伴い)が適用されております。

### 2. 意匠出願時の必要書類

#### (1) 願書 (Request) :

出願人の名称及び住所、創作者の氏名及び住所、意匠に係る物品名、優先権を主張する場合にはその情報、公開の繰延 (希望する場合) 等を記載します。

#### (2) 図面又は写真 (Drawings/Photographs)

白黒色やカラーで作成したものを提出することができます。

#### (3) 明細書・クレーム (Description/Claims)

図面や写真では、意匠登録を受ける物品を十分に表現できない場合に要求されます。

#### (4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証は不要です。

出願日から60日以内に提出することができます。

#### (5) 譲渡証 (Assignment)

譲受人が署名します。認証は不要です。

出願と同時に提出することが望ましいとのことです。

#### (6) 優先権証明書 (Priority Document)

優先権を主張する場合には、優先権証明書の提出が必要です。

証明書は、出願日から90日以内に提出することができます。

#### (7) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document)

優先権証明書には先の出願の同一性を示す出願受領書 (Filing Certificate) 又はそれと同等な書類の簡単な翻訳文を添付する必要があります。

### 3. 料金表 (単位: レアル (Real) (BRL) です。)

小規模の企業や個人の場合には、60%料金が減額されます。

(1) 出願 (公開含む) 料金	235
(2) 公開の繰延請求料金	95
(3) 登録意匠の新規性等審査請求料金	355
(4) 審判請求料金	380

(5)更新請求料金	190
①180日以内の猶予期間内の更新料金	380
②5年満了前の5年間の更新料金	380
③6カ月の猶予期間内の更新料金	760
(6)無効審判請求料金	475
(7)譲渡登録料金	120

#### 4. 料金減免制度について

小規模の企業や個人の場合は、料金は60%減額されます。

#### 5. 実体審査の有無

方式的要件についてのみ審査されます。

但し、意匠権者は登録後、存続期間中に新規性や独創性の有無について審査を請求することができます。

#### 6. 出願公開制度の有無

方式的要件を満たした出願は自動的に公開されます。

#### 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されていません。

#### 8. 出願から登録までの手続の流れ

(1)意匠とは、物品の装飾的な二次元的又は三次元的な物を含み、物品に応用することができる線や色彩の装飾的な配置で、その外観の形態であって新規かつ独創的であり、視覚に訴えることができ工業的生産において型として供することができるものをいいます。

(2)意匠登録出願は、単一の対象に関するものでなければなりません。但し、物品間で同一の目的を意図し、同一の主要な特徴を維持した同一の物品に属する場合には、最大で20のバリエーション(Variation)の意匠を出願することができます。

(3)意匠登録出願は、方式的要件の審査のみ行われ、新規性や登録性自体の審査は行われません。

但し、意匠権の存続期間中に意匠権者は登録意匠について新規性及び独創性について審査を請求することができます。

①出願は最初に予備的な方式審査の対象になります (Preliminary formal examination)。

この方式的要件を満たした場合、出願が受領された日が出願日となります。

出願が不完全ではあるが、基本的な情報、例えば出願人の名称、意匠に係る物品、創作者名、写真や図面を含む場合には、特許庁からの指令に対して要件を満たすよう書類を提出することができます。

この要件を満たさなかった場合、出願は存在しなかったものとみなされます。

一方、当該要件を満たした場合は、出願書類を提出した日にされたものとみなされます。

なお、出願に係る意匠が登録性なし (not registrable) と判断された場合、出願は拒絶されます。

- ②出願が一物品以上、又は 20 のバリエーション以上若しくは関連性のないバリエーション (Unrelated variation) に関する場合、出願人は特許庁からの補正指令に対して 60 日以内に応答する必要があります。

この期間内に応答しなかった場合、出願は決定をもって却下されます。

- ③出願が完全で方式的要件を満たしていると判断された場合、出願は公告され、登録されて登録証が発行されます。

(4) 公告の繰延に関して

出願と同時に、出願人は出願を出願日から 180 日間秘密のすることを請求することができます。秘密が請求された場合、出願は 180 日の期間満了後に審査手続きが進められます。

(5) 不登録事由に関して

次のものは、意匠として登録を受けることができません。

- ①意匠の定義を満たしていない意匠の場合、
- ②要求されている新規性や独創性を欠いている意匠の場合、
- ③単に芸術的な性質を有する物品の場合、
- ④道徳や善良の風俗に反する場合、又は他人の名誉若しくは印象を害するもの、又は良心、信条や信仰の自由を損ない、思想や感情を害するもの、
- ⑤意匠が通常又は一般に備える必然的な形状、又は技術的若しくは機能的配慮によって本質的に決定される形状の場合。

(6) 新規性及び独創性に関する審査 (Examination as to novelty and originality)

(a) 存続期間中、意匠権者は登録意匠の新規性及び独創性について審査を請求することができます。

(b) 審査の結果について特許庁は実体的な見解書を発行し、審査中に意匠が新規性や独創性を欠如している、又は意匠の定義に合致していない、

若しくは意匠が純芸術的なものであると判断した場合には当該見解書を職権による無効手続きの開始の理由とすることができるとされており。

(7) 新規性に関して

意匠が、技術水準の一部でないときは、新規性があると判断されます。

① 技術水準は、出願日（又は優先日）前にブラジル又は外国において、使用や他の手段により公衆の利用に供された全てのものを含まず（絶対的新規性の採用です）。

② また、ブラジルで行われた先の優先日を有する特許出願又は意匠登録出願であって、未だ公開されていないものの内容全体も、それらの出願が後日公開されることを条件に、技術水準に含まれているとみなされます。

③ なお、出願日（又は優先日）前の 180 日以内に、意匠が創作者により又は第三者等より公表された場合は、新規性喪失の例外が認められません。

< 例外の適用を受ける手続き >

① この例外の適用を受ける場合、出願人は 180 日以内に自己によってなされた、意匠の公表の態様や場所及び日付を記載した書面を提出する必要があります。

② 審査中に、特許庁は意匠の公表の証拠の提出を要求することができ、この場合出願人は 60 日以内に応答しなければなりません。

(8) 独創性に関して

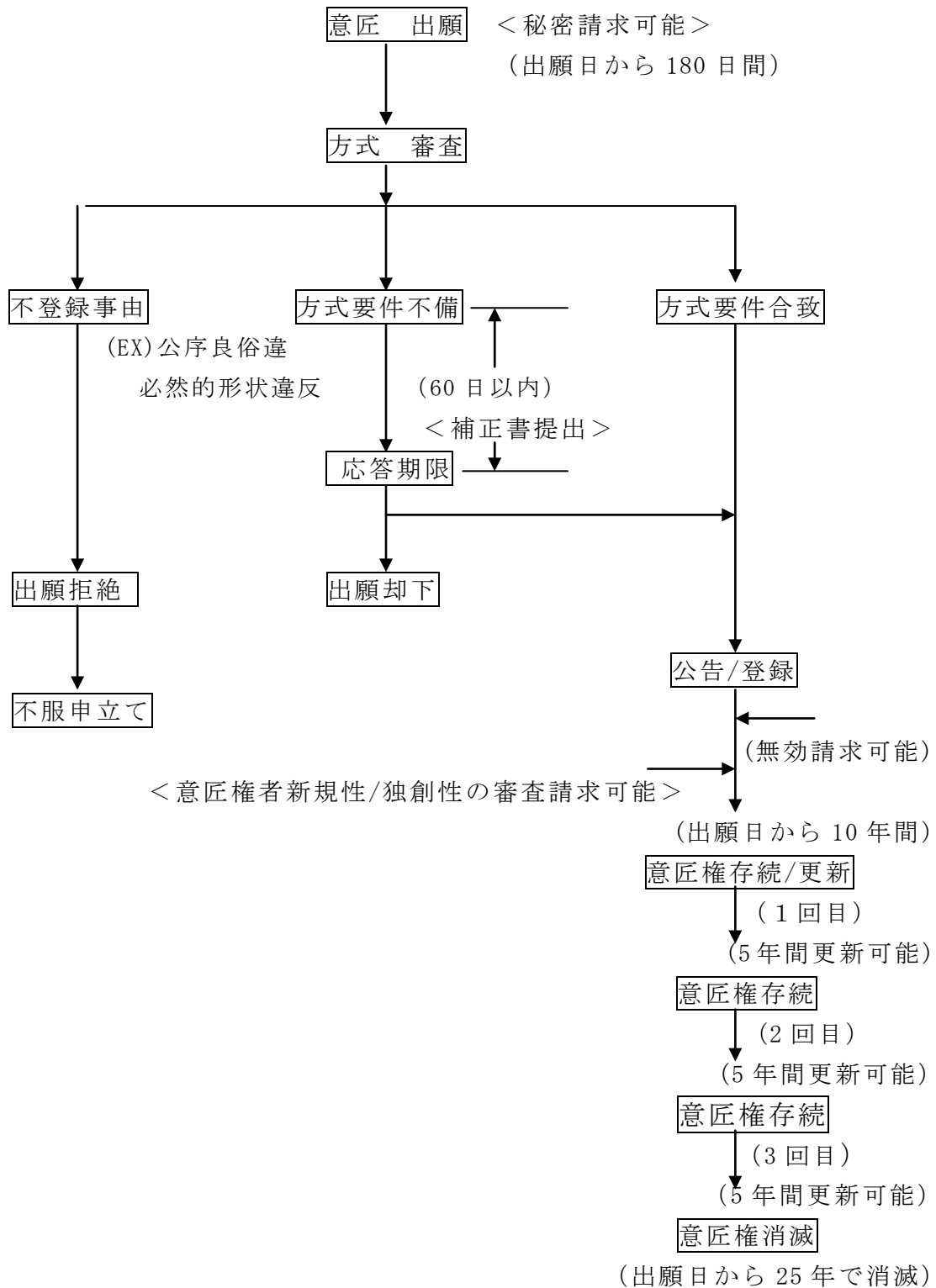
出願に係る意匠が、先行する他の物品とは異なる視覚的形状をもたらす場合、その意匠は独創的であるとみなされます。

(9) 異議申立に関して

異議申立制度は規定されておられません。

但し、登録の無効（Nullity）を登録から 5 年以内に特許庁に請求することができ、又裁判所に対して存続期間中に無効の訴訟手続きを提起することができます。

出願から登録までのフローチャート



## 9. 存続期間及びその起算日

- (1) 出願日から 10 年間です。登録日から意匠権の効力が生じます。
- (2) 存続期間は、それぞれ 5 年間に付き 3 回更新することができます。  
従いまして、最長出願日から 25 年間となります。
- (3) 存続期間の更新の申請は、存続期間の最終年度中に延長手数料を納付して行う必要があります。  
なお、意匠権者が存続期間満了するまでに更新の申請をしなかった場合、追加手数料を納付することにより、その後 180 日以内に申請をすることができます。

## 10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されていません。

## 11. 留意事項

- (1) 新規性等の審査請求について  
上述しましたように、ブラジルでは出願に係る意匠が新規性等の要件を満たしていない場合でも、無審査により意匠出願が登録され、意匠権が発生します。  
しかしながら、登録要件を具備していない出願が登録された場合には、登録後に職権により又は利害関係人の請求により、無効にされる可能性があります。  
従いまして、強い安定的な権利を確保し、将来の第三者による登録意匠の実施に対し安心して権利行使をすることができるよう、意匠権者は登録後新規性及び独創性に対する審査請求をすることを勧めます。
- (2) 無効請求  
利害関係人は、意匠登録の付与日から 5 年以内に、特許庁に対して行政上の無効手続き (Administrative nullity) を請求することができます。  
<無効理由>
  - ① 登録意匠が新規性を有していなかった場合、
  - ② 登録意匠が独創性を有していなかった場合、
  - ③ 登録意匠が登録要件を満たしていなかった場合。なお、存続期間中は裁判所 (Federal Court) に対して上述しました理由により訴訟を提起することができます。



## 商標制度

### 1. 現行法令について

知的財産法 (Industrial Property Law) 1996 (1997年5月15日施行の1996年5月14日の法律No. 9279号改正法、2001年2月14日施行の法律No. 10.196号改正法を伴い)が適用されております。

### 2. 商標出願時の必要書類

#### (1) 願書 (Request)

出願人の名称・住所、登録を受ける商標の種類、商品や役務の区分、指定商品や役務、及び優先権を主張する場合には、その情報等を記載します。

#### (2) 商標の見本 (Marks)

なお、文字商標の場合は不要です。

#### (3) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証は不要です。

出願日から60日以内に提出することができます。

#### (4) 優先権証明書 (Priority Document)

優先権を主張する場合に必要です。

簡単な翻訳文と共に出願日から4ヶ月以内に提出があります。

#### (5) 立体商標 (Three-dimensional marks) ・ 証明商標 (Certification marks) ・

団体商標 (Collective marks) の登録を受ける場合

それぞれ出願の種類に応じて、商標を説明した書類、商品又は役務を説明した書類、商標の使用規則等の提出が必要となります。

### 3. 料金表 (単位：リアル (BRL) です。)

オンライン出願の場合の料金です。

なお、小規模の企業や個人の場合には、料金は60%が減額されます。

(1) 出願料金	355
(2) 異議申立料金	355
(3) 審判請求料金	475
(4) 登録料金	745
(5) 更新料金	1,065
(6) 無効 (Nullity) 請求料金	590
(7) 不使用取消 (Forfeiture) 請求料金	590
(8) 移転登録料金	180

#### 4. 料金減免制度について

小規模の企業や個人の出願の場合には、料金は60%が減額されます。

#### 5. 実体審査の有無

商標出願は実体審査の対象となります。

#### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されております。

#### 7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件審査されますので、審査請求制度は採用されていません。

#### 8. 出願から登録までの手続の流れ

ブラジル国は、一商標一区分制を採用しておりますので、区分毎に出願をし

なければなりません。

出願書類が提出されますと、方式審査及び登録要件を満たしているかについて実体審査が行われます。

##### (1) 方式的要件審査

① 方式審査においては、出願が所定の様式でされているか、商標見本（要求されている場合）が必要な部数提出されているか、及び手数料が納付されているか否かについて、審査されます。

② 出願が完全には要件を満たしていないが、出願人名、商標見本や指定商品等の区分等の基本的な情報を含む場合には、所定の期間内に要件を満たすよう補正が求められます。

##### (2) 出願公開

① 出願日が付与された後、出願は直ちに審査前に公開されます。

② 出願公開から60日以内に異議申立てをすることができます。

##### (3) 実体的要件審査

① 異議申立期間満了後、又は異議が申し立てられた場合は答弁書提出期間満了後に、出願は審査されます。

② 審査は、提出された異議申立てを考慮して、全ての方式的要件に合致しているか、法律の規定に適合しているかについての審査に続き調査（Search for anticipations）から開始されます。

③ 審査期間中、特許庁は登録要件を満たしていないと判断した場合、拒絶理由通知を発行し、出願人に発行日から60日以内に応答を求めます。この通知に応答しなかった場合、出願は却下され、この却下に対して審

判を請求することは認められません。

- ④上記拒絶理由通知に対して応答書が提出された場合、審査は継続されます。
- ⑤審査終了後に、出願の登録又は拒絶の決定が行われます。
- ⑥出願が許可された場合には、当該許可決定の公告日から60日以内に登録証の交付（Issuance of the registration certificate）の料金及び最初の10年間の登録料を納付しなければなりません。
- ⑦上記料金が期限内に納付された場合、登録の付与が公告され登録証が発行されます。

なお、付与の公告日（Date of publication of the grant）は、10年の保護期間が開始される登録証の日付となります。

#### (4) 異議申立て（Pre-grant opposition）

- ①出願公開から60日以内に異議申立てをすることができます。
- ②異議申立てがあった場合、出願人は60日以内に答弁書を提出することができます。

#### (5) 登録要件

視覚的に認識することができる標識であって、識別性を有するものは法的に禁止されていない限り、標章登録を受けることができます。

次のものは、登録を受けることができません。

- ①ブラジル、外国又は国際機関の紋章、記章、旗章等からなる商標、
- ②簡単な標章のみからなる商標。例えば、単独の文字、数字及び日付、
- ③公序良俗を害する恐れのある商標、
- ④地理的表示若しくは混同を生じさせるおそれがあるその模造又は地理的表示であると誤認させるおそれがある標識、
- ⑤商品やサービスに関し、その原産地、出所、性質、品質又は用途について虚偽の表示となる標識、
- ⑥第三者の個人、その署名、姓又は肖像、  
（但し、その所有者等から同意を得ている場合は除く）
- ⑦著名な雅号又は愛称、個人又は団体の芸術上の名称、  
（但し、その所有者等から同意を得ている場合は除く）
- ⑧同一、類似又は同種の商品又はサービスを識別するために他人が登録している標章の全部又は一部であって、他人の標章と混同又は関連を生じさせるおそれがあるもの、
- ⑨商品又は包装に係わる必然的な、共通の若しくは通常の形状、又は技術的効果の観点から不可欠な形状、
- ⑩他人の意匠登録によって保護されている対象物。

(6) 不服申立て (Appeal)

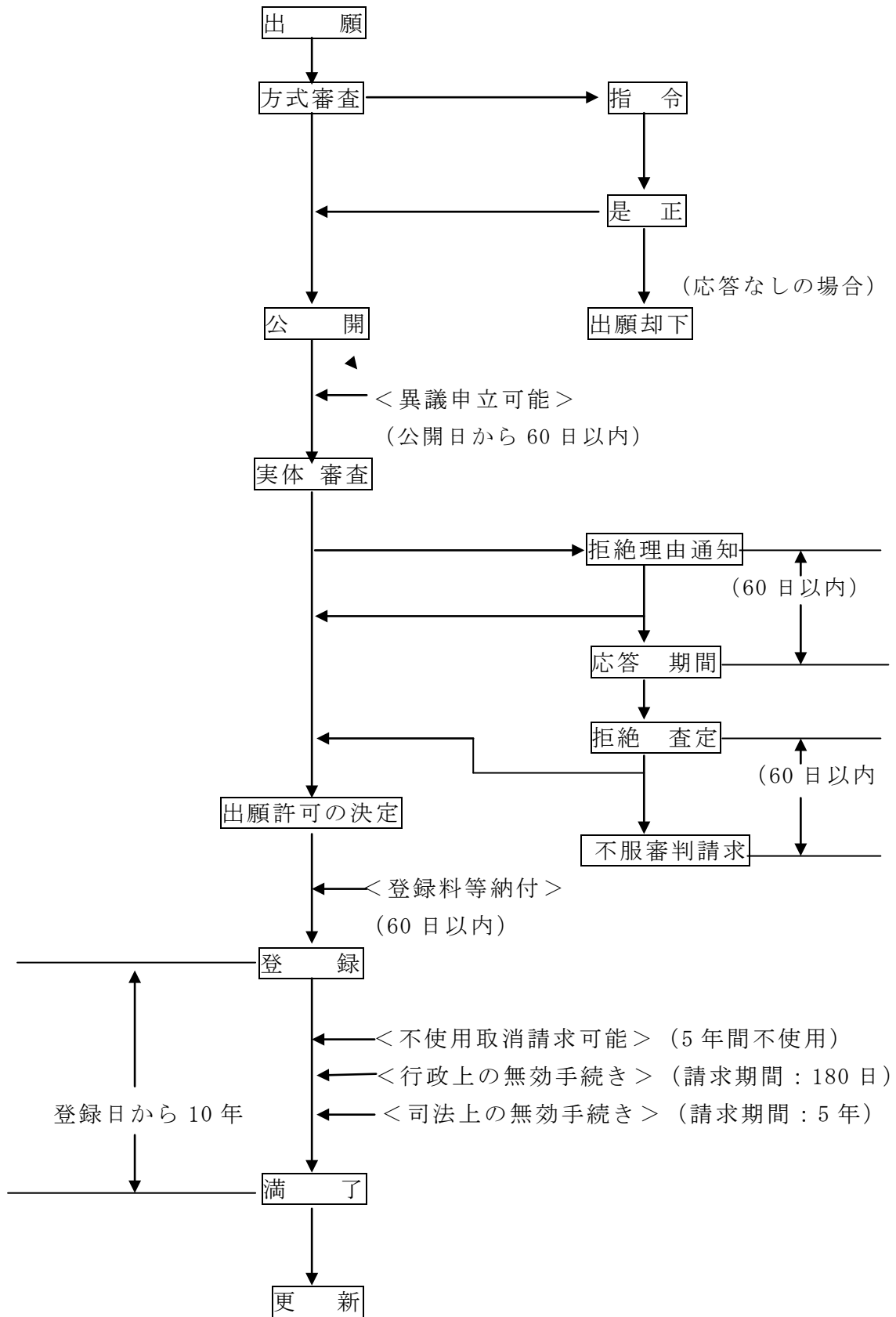
出願が拒絶された場合、特許庁に対して拒絶の旨の公表日から 60 日以内に不服を申し立てることができます。

(7) 周知商標 (Well-known) 及び著名商標 (Reputed Marks) の保護

① 周知商標は、ブラジルにおいて以前に出願されたか又は登録されたかを問わず、特別な保護を受けることができます。

② 著名商標は、すべての活動分野において特別な保護が与えられます。

出願から登録までのフローチャート



## 9. 存続期間及びその起算日

- (1) 存続期間は登録付与日から起算して10年です。
- (2) 存続期間は更新の申請により10年毎に更新することができます。

## 10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での使用義務はありません。

## 11. 保護対象

- (1) 商標とは、視覚的に認識することができる標識であって、識別することができるものをいいます。

標識には、二次元的商標及び三次元的商標も含まれます。

- (2) 以下の種類に分類することができます。

### ①商品商標又はサービスマーク

ある商品又はサービスを、出所は異なるが、同一、類似又は同種である別の商品又はサービスから識別するために使用される標章

### ②証明商標 (Certification Marks)

ある商品又はサービスが、品質、特性、使用した原料及び方法等に関し、一定の技術的基準又は規格と合致していることを証明するために使用される標章

### ③団体商標 (Collective Marks)

団体商標とは、一定の団体の構成員によって提供される商品又はサービスを識別するために使用される

- ④なお、動く商標、音の商標 (Sound mark)、香りの商標 (Fragrance mark) や味の商標 (Taste mark) 等については、保護を受けることはできません。

## 12. 留意事項

- (1) 出願の際

①一商標一区分制が採用されておりますので、多区分を指定して出案することはできませんので、留意して下さい。

②いわゆる“マドプロ”に加盟しておりません。従いまして、このルートを利用して国際登録による保護を受けることはできませんので、留意して下さい。

- (2) 不使用による取消

登録商標が指定商品・サービスについて5年以上使用されていない場合、利害関係を有する者は特許庁に登録の取消を請求することができます。  
なお、登録商標の不使用について正当な理由がある場合は取消を免れる

ことができます。

但し、登録商標の使用又は不使用についての立証責任は商標権者にありますので、留意して下さい。

(2) 行政上の無効手続き (Administrative nullity procedures)

登録付与の日から 180 日以内に、利害関係を有する者は特許庁に、法律に違反して登録されていることを理由として、行政上の無効を請求することができます。

(3) 司法上の無効手続き

登録付与の日から 5 年以内に、利害関係を有する者は裁判所 (Federal Court) に無効手続きを提起することができます。

上記行政上の無効手続き期間が経過した場合は、この司法上の無効手続きを利用することができますので、留意して下さい。

(4) コンセント制度の採用

他人の先行商標と抵触する場合、後の出願は拒絶理由となりますがその他人の商標権者から後の出願に対する登録について同意する旨のレターを得て特許庁に提出することにより、拒絶理由が撤回されるという制度です。

(5) 登録料の分割納付制度なし

我が国では登録料の納付について、分割納付制度が導入されております。しかし、ブラジルにおいてはこの制度は導入されておられませんので、登録料を一括して納付する必要があります。